

和歌山県緊急雇用維持に係る教育訓練助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下省令という。）第102条の2に規定する雇用調整助成金であって、省令附則第15条の4の3の雇用調整助成金に関する暫定措置（同条第4項の規定の適用（同条第5項から第7項までの規定により同条第4項を適用する場合を含む。）に係るものに限る。以下「雇用調整助成金特例措置」という。）を活用して従業員の教育訓練を行い、職業に関する知識、技能、技術等の習得を促進するとともに雇用の維持を図った県内事業主に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格のない団体であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する適用事業を行うものをいう。
- (2) 県内事業主 和歌山県内に本店又は主たる事業所を有する事業主をいう。
- (3) 教育訓練 省令第102条の3第1項第2号イに規定する教育訓練であって、同号イ(2)(ii)に該当するものをいう。

(交付対象事業主)

第3条 助成金の交付の対象となる事業主（以下「交付対象事業主」という。）は、次条に規定する交付対象事業を行った県内事業主とする。

(交付対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、県内事業主がその雇用する労働者（和歌山県内の事業所に勤務する者に限る。）に対し令和2年4月1日から同年12月31日までの間に実施した半日（所定労働日の全一日にわたる所定労働時間より短く、3時間以上であるものをいう。以下同じ。）以上にわたる教育訓練のうち、和歌山労働局長から雇用調整助成金特例措置の適用を受け、当該教育訓練に係る雇用調整助成金の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けたものとする。

(助成金額)

第5条 交付対象事業主に交付する助成金の額は、前条の交付対象事業において行った労働者に対する教育訓練の延べ日数（労働者1人当たり、半日の場合の日数は0.5日とし、半日に満たない場合は0日として算定した日数を、当該労働者の全員につき合算して得た日数をいう。）に1日当たり3,000円を乗じて得た額とする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第6条 規則第4条の規定によりこの助成金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は次の表に掲げるとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	提出期日
助成金算定書	別記第1号様式	各1部	令和2年5月15日から令和3年3月15日までの期間
教育訓練実績一覧表（和歌山労働局長から支給決定を受けた教育訓練のうち、和歌山県内の事業所に勤務する労働者を対象に実施したものについて記載すること。）	別記第2号様式		
雇用調整助成金支給決定通知書の写し			
雇用調整助成金支給申請書（和歌山労働局管内の公共職業安定所の受付印があるもの。添付書類一式を含む。）の写し			
その他知事が必要と認めるもの	知事が別に定める。	各1式	

（交付条件）

第7条 規則第6条の規定により助成金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）和歌山労働局長から支給決定の全部又は一部の取消しを受けた場合は速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （2）和歌山労働局長から支給決定に係る雇用調整助成金の返還を求められた場合は速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （3）前2号に該当することとなった場合において、知事は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があること。
- （4）この助成金に係る収支の状況に関する帳簿及び関係書類をその交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管すること。

（助成金の実績報告及び額の確定）

第8条 助成金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条の規定によるこの助成金の交付申請書の知事への提出により当該実績報告があったものとみなす。

2 助成金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定によるこの助成金の交付決定により当該助成金の額の確定を行ったものとみなす。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。